

天理市告示第119号

天理市立休日応急診療所における使用料及び手数料の徴収事務の委託について

地方自治法第243条の2第1項の規定により、次のとおり使用料及び手数料の徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年5月11日

天理市長 並 河 健

記

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称 天理地区医師会

会長 鹿子木 英毅

住所 奈良県天理市富堂町300番地11

天理市立メディカルセンター2階

2 指定をした日 令和8年2月4日

3 委託をした日 令和8年4月1日

4 委託した事務の範囲

天理市立休日応急診療所の使用料（患者治療費）及び診断書発行手数料に係る徴収事務

附 則

天理市立休日応急診療所における使用料及び手数料の徴収事務の委託について（令和6年5月8日天理市告示第97号）は、廃止する。